（昭和二十四年十月十日第三種郵便物認可）
第九十九号
八尾市時報
発行所　八尾市役所
編集兼発行人　富田八郎
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　18500
定価　一部五円

住民の福祉増進

手を取ろう境も取ろう隣村

町村合併促進とは

近頃全国の町村の独立市制や大同合併することを各地で行っていますが大阪府下でも各町村が合併して大きな町、市がいくつも出来かけております。

なぜ合併が必要か

合併の叫けばれるわけ

現在の町村では、大昔のようにただ人々が生活するために、何となく集まっているわけではありません。

正しい意味で住民と一定の地域と自治権という自分達のことは自分達でやってゆくという住民に与えられた権利です。町村の中心は住民です。私達の代りにやってくれる町村長や町村会議員を代表者として選挙するわけで、農業委員会や教育委員会などの委員も、それぞれ選挙します。

このように仕組みが昔にくらべて複雑になり、仕事も多くなり、困難になってきたのです、以前のように町村の仕事は国の政治を隅々まで徹底さすだけでなく、戸籍の仕事、就学の仕事、選挙の仕事のような事務的なことだけでなく町村で住宅を建て、下水の心配、診療所などの衛生施設、学校や図書館などの教育施設を作るとか、道路や堤防を作るような住民の幸福になる仕事は進んでやらねばならないのです。

そこで町村長や議員がこういう仕事を計画した所で先立つものは金です。しかし小さい町村では戸籍や徴税の仕事だけでとても、こんな事業はできません、出来ても能率が悪くて不経済になります。

それでは町村の財政を豊かにするために余分に税金をとり立てたり府や国から沢山に補助金や交付金を貰おうとしてもそれは思うようにふやす訳にはいきません。

いきおい現在入ってくる金を最も効果的に使える工夫をせねばならないこととなり、住民に直接関係ある仕事も思うように出来ず、町村がやる仕事を仕方なく国や府でやっているわけで積極的に学校や道路や橋の修理も思うようにできないことになります。

そこで幾つかの町村が合併して大きな強力な町や市を作って、その住民の要望を果し、より以上積極的な事業をやろうということになります。

合併すればどうなるか

町村が住民の幸福になるような積極的な仕事をしてゆくためには、合併して人口、面積を大きくすればそれだけ余計に金がいると思われるでしょうがそんなことはありません。

それは無駄がなくなるからです、俗に一人世帯と二人世帯とでは、生活は大して変らないといわれます。町村の場合でもこれと同じで人口の少ない町村では教育にしても中学校や小学校の維持費も大変でしょう、とても特別教室や講堂も思うように出来ないことでしょう。又役場の職員も専問的な技術も出来ず一人で三役四役を兼ねねばなりませんから不能率的で中途半端な仕事しか出来ないが合併して大きくなると仕事も専問的になり早く出来、技術も向上するので経済的、能率的になり経費がずっと節約されるわけです。

今仮りに四つの町村が合併したとします。各町村にはそれぞれ町村長や助役が一人づついたものが合併後は六人も減り、町村会議員も教育委員も農業委員も大体四分の一で済みます。又議員や委員の素質も粒よりの人が出るわけで、役場職員も相当少くなってそれで十分能率的にやれるようになり事務経費も割合に少くてすみます。

そのために学校の修理や建設、道路の修理改良にもその他の事業にも金が廻ります。今迄通りの税金が無駄なく使われることになり、その発展のための設備も十分に出来、住民の幸福が増進するわけです。

町村では及びもつかぬ大きな事業が出来て事務費がお話しにならぬ程に差が出来ることになります病院、公民館其他の建物も持つことが出来るし道路も上水道も次々と完成されて小さな町村の時代と同じ位の税金を負担するだけで結構文化生活環境が整い、住民が非常に得をするのです。

どの位の人口面積がよいか

全国の標準から見ると大体平均人口八千人、面積三十平方粁という数字が出ておりますが、大阪府のような人口密度の高い所では全国の約二、三倍となっていますので少くとも一、二万人以上ないと強力な財政力が出来ないことになりこれ以上多い程自治力というものが強くあります。

然し人口が多い程よいといっても不便な土地で交通の思わしくない町村が合併すると、土地ばかり広くてかえって仕事が思うように出来なくなる場合もあります。

結局実状に合わないような合併は再考する必要があります。

府下町村のやっている仕事

現在町村のやっている仕事は大きく分けて、選挙、戸籍、税金の徴収という事務的な仕事と、橋を直したり、道路を修理したり、診療所を開いたりする事業的な面と二つに分けることが出来ます。

その内、事務的な仕事はどんな小さな町村でも同じようにやっているのですが、事業的な仕事はその仕事の内容によって人口五千人位でやれる仕事もあれば又一万人以上なければ、やってゆけないような仕事もあります。しかし大体において二千人や三千人の人口の町村では、ほとんど事業らしい事業はやっておらない現状であります。

これはある郡の例ですが人口三千人以下の村では学校以外、仕事らしい仕事をもっていないが、併し人口七千人以下の村では公民館をもっています。又人口一万人位の村では公民館のほか保育所を二つももっている。これはどういうわけか。それではこれらをもっている村は税金が高いかというと、決してそうでなく各村とも大体同じような税額であります

同じ額の税金を払っていても、住民の受ける利益は大きな異いとなり、人口の少ない町村は住民が損をしていることになり。人口の多い町村はそうゆう幸福があるわけです。

町村合併するとき考えねばならぬ問題

私達は、法律によって個人としての自由を認められています。したがって法律で禁止されていないことは、自分の考え方によって自由に行動してよいわけです。

昔は政府の命令によって動いていた町村が、今は自分達の力で、自分達の町村を作ってゆけばよいのです。この自分達の町村は自分たちで作ってゆくという心構えがなければ本当の地方自治ではありません。現在の自分の町村を見極め、将来のことを真剣に考えて見ることが何より必要でありましょう。

地理的に一つの町村になれるか

まず合併した後の町村の形がどうなるか。

これはなんでもないように思えますが非常に大切なことで例えば合併した形が帯のように長く、端から端まで二里も三里もあるとか、町と町との間に大きな山があって両方の間をたち切っているような場合は、合併後役場や学校を一つにした時に住民が非常に不便になります。こういう合併は望ましくありません。

合併した後も町村が一つになれる、住民が不便を感じないようなところと合併をしなくてはなりません。隣接した町村か市と合併することが、住民が真に望む合併方法であります。

民情が一つになれるか

合併ということは今迄町村が別であったものを一つにするのですから、人情や風俗が違っていることは勿論ですが、両町村は住民の間が昔から感情的にうまくゆかなかったというような所は、合併後もめごとを起す原因になることがありますからこの点特に考える必要があります。

多少の人情、風俗の違いは、お互いの理解によって十分解決出来ることでありますから、自然とそれがまとまる見通しがあればよいわけであります。

共通する利害関係があるか

合併する町村の間に共通の利害関係があるとか、同じような境遇にあるという場合には、合併がしやすくなります。

例えば、同じような住宅地の町村で、下水や屎尿の仕末をどうするとか、ガス、水道をどうして敷くかとか、飛行場の隣接土地とかいろいろの問題が協力して考えなければならない場合や、どちらも農業地区で一つの問題が双方合併すれば非常に利便で経済的な場合は当然大同合併すべきものでありましょう。

町村合併を阻むものはなにか

ではなぜ合併が実現しにくいか。その理由はいろいろあるでしょうが根本的な原因は住民が保守的であるからです、進取性がなくて了見が狭いからです。これは指導者といわれる人達にも責任はありますが、住民自身がもっと、この問題を真剣に考えないからです相当年輩の人達は、永年住みなれた自分達の町や村に愛着を感じていますから、町の名前が変ることは何としても堪えられない淋しさがあるためです。いわゆる部落根性であります。

小さい考え方の中に閉じこもって、大きな発展ということが恐しくなっているのです。

こんなことでは現在のはげしい社会に遅れるばかりです。世の中からとり残されるばかりです。全く昔の考えのままいるとんだ損をします。

仮りに現在の町村の内に会社、工場があって沢山税金が入り、一人立ちで十分やっていけるから合併の必要がないというようなところでも、税法が一度変れば他の町村と同じことになるということも一応は考えねばなりません。町村の百年の大計は早いうちに樹てなおさねばなりません。

私達は、こういうことを十分認識し、自分達だけ、今のことだけを考えず相手の立場にもなってやらねばなりません。こうして私達の町村をお互いに住みよくすることは、とりもなおさず日本の国がよくなることであります。

町村の合併促進法について

ご承知のように、今度町村合併促進法という法律が出来て、このため合併した町村には、今迄よりもっと国や府に援助や協力をしてもらうため、新町村建設計画を作ってこれを知事に出し、知事が又意見をつけて総理大臣に出すことになりますが、この法律によると合併する時には対等合併でやる場合は双方の町村会議員は、みんなやめてしまうことになりますし編入合併する時は後から編入された町村の議員だけが、やめることになります。どちらの時でも、その一部の議員の中には自分の任期中にやめるのがいやなために、合併することを好まない人があるかも知れません。このような議員のために合併出来なければ、住民は非常な損をすることになります。

そこで合併をしても任期中は議員をやめないでも一時的に議員の数を増加してもよいことになっています。地方財政法という法律では、その町村の大小によって起債（町村の借金）の限度が定められていますが、新しい町村建設計画によってその合併した新町村の場合に限って、住民の永久の利益になるような事業にだけは、合併した年度から後の五カ年間は、そのわく以外の多額の起債も認められることになっています。

それから、地方財政平衡交付金という国から交付される金も、合併した町村には五カ年間だけは合計額以上交付されることになっています。

その他、地方税法、農地法など沢山の法律も特例を認めて私達住民が決して不利にならぬよう考えられ、その上、場合によっては国有財産や国有林野までも無償で貰えることや、借り受けることが出来るようになりました。

又大阪府としても、その合併を助けるために、色々の面で協力援助することになっています。

このように国も府も合併については非常に力を入れて一日も早く実現出来ることを願っているのであります。

新時代にとり残されぬ心構

大体以上で町村合併の必要と住民の利益についてお話をしましたが、大阪府でも、向う三カ年で町村の数を今迄の三分の一位のものにするよう合併を進めているようですし、府に町村合併促進協議会を設置してその研究の結果を近く出されるようです。私達はこの時代の要請である町村合併に、自分たちの町村だけがとり残されないよう、十分研究し、準備しておく必要があると思います。

町村合併の必要ということを如何に多く知っていても実際にやるのは住民の心であります。私達は古い習慣や、狭い考え方を捨てて自分達の子や孫の代のこと、百年の大計によって行動しなければ世の中から遅れ、子孫の代になって大きな損を招くことになります。

（府地方課発行「町村合併のはなし」より）

人権擁護相談

とき　三月十七日（水）午後二時―四時
ところ　八尾市役所

あなたは人権を犯されていませんかすぐご相談においで下さい。

町村合併

擴がればまだ出る村の底力
合併が郷土に春呼ぶ光呼ぶ
子に孫に残す郷土だ合併だ

入選標語

入居者抽せん会

市営住宅入居決定抽せん実況

去る二月二十三日午前十時三十分より八尾小学校講堂にて、萱振市営住宅二〇戸の入居者公開抽せんを行った。

市長（代理古藤助役）議長（代理羽多野副議長）から、市民の要望に答えて今後出来るだけ多くの住宅を建設しまた府営住宅の当市の誘致に努力したいと挨拶があり、続いて総務課長より抽せん方法の説明の後、参観者約百五十名の内より立会人三名、射手三名を選出し、市側より収入役、秘書課長、土木課長、広報課長の四名が立会のもとに、抽せん（回転板に吹矢を射る）を開始、次の二十名の方々に仮決定した。

二四・八二・一一六・一五〇・一九九・二一九・二六二・二七七・二九一・三一五・三三六・三七九・三四三・三九三・四〇〇・四二五・四五〇・四九二・五二二・五三六・補欠二四三・二六一

なお当選者の実態調査を行い本決定となるが、万一記載事項に不正の個所があれば取消し、補欠の方が入居することになっている。

議会の動き

二月一日　全体協議会　協議事項　合併問題

二月三日　府下市議会覚せい剤対策連絡協議会（大阪中央公会堂にて）小林厚生委員長、三上事務局次長出席
協議事項　今後の運営並に予算の編成

二月四日　都市警察連絡協議会（警視庁クラブにて）石田議長今西係長出席
協議事項　警察法改正問題

二月五日　大阪府下市議会事務局長会（大阪市）
協議事項　1、職員給与の件　2、警察法改正及電気料金値上問題の件　3、局長会々長後任問題

二月八日　小野田市議会議員本市教育施設視察のため来庁

二月九日　川越市議会議員本市警察消防関係施設視察のため来庁

二月十一日　大阪府下覚せい剤対策協議会
協議事項　予算案審議並運動の実践大綱及び細目の件

二月十二日　財政総務委員会
協議事項　昭和二十九年度予算

二月十五日　町村合併促進委員会
協議事項　隣接町村との合併問題

二月十五日　松坂市議会議員水道用ヒューム管購入及び本市内工場視察のため来庁

二月十六日　財政総務委員会
協議事項　昭和二十九年度予算編成方針説明

二月十七日　建設委員会
協議事項　1、八尾小学校倉庫新設工事の件　2、西郷水路入札説明

二月十七日　日米連絡協議会

二月十八日　第二十九回府下市議会議長会石田議長羽多野副議長出席
協議事項　1、冗費節約の件　市長会申入れ通り議長会も協力を申合す。2、ヒマラヤ登山隊後援の件　3、警察法改正法案反対決議の件
警察法改正反対の決議を行い早速反対運動を起すことに決定。

二月二十日　府下市議会覚せい剤対策協議会世話人会（大手前会館にて）
協議事項　1、大阪市会より厚生委員会で万場一致本協議会に加入する旨報告あり。
2、府選出衆参議員と会談、対策を練ることを決定。

二月廿三日　緊急町村合併促進委員会
協議事項　二十四日開催の市政研究会に出席する当市の態度を協議。

二月廿四日　第二回一市五カ町村市制研究会、各関係町村の関係者を招いて合併問題につき種々協議す。

眞に愛市の人を

自治振興委員改選

三月中各地で嚴正に

市政民主化のため発足した当市自治振興委員会も、三月末日で委員の任期満了となるので、三月中に各地区毎に、民主的な方法で委員を選出せねばなりません。

各地区により、状況も異なり多少その方法も変ることとですが、公平な選挙で委員を選んで下さい。

この選挙は法的に何等の制約も受けていないし立候補制も無く選挙権も一世帯に一票となっていますので、家族の方適で相談の上投票されるとよいのです。

自治振興委員会は、よくご存知のように、自主的に結成された団体で、市の行政の民主化のために市政の実態を広報し市民の要望を市政に反映させるのが目的であり全市で百六十四名の委員によつて構成され、八尾五地区、龍華町四地区、久宝寺、大正、西郡、山本の十三地区よりなり、各地区ごとに正副委員長選出、毎月一回以上地区委員会及び理事会（地区委員長にて構成）を開催し、いかなることも全て委員会で民主的に決定しています。

また事業としては、市長始め各課長、市会議員などと年二、三回の懇談会を持ち、市政のあり方について話し合い、市民の要望や市政の自治問題につき公聴会、討論会、講演会、座談会などを開催して、目的達成のため協力しています。

災害時には日赤奉仕団分団長となり、昨年の十三号台風にも市民の救助、援助、連絡などに活躍し災害地区民に感謝されました。

昨年中に自治振興委員会がとりあげた全国的な問題では、主食増配運動で大阪府自治振興委員会連合会で取り上げ、衆参両院議長、農林大臣その他関係代議士に陳情すると共に、大阪府知事始め府会議長、府下市長会、議長会にも陳情し、昨年末には近畿市長会、議長会を通過、全国市長会、議長会の議題に取り上げられ全国的な運動に展開しつつある。

また市の問題としてＰＴＡと共に講堂建設、阪神飛行場使用による風紀取締り條例の制定促進、交番所増設問題、道路補修、防犯燈設置、児童公園建設、衛生問題など約六十件あまりの要望もあり、その約七割近くの問題が実現されている。

また昨年四月全国市長会主催による神戸市での市民組織について研究会が開催され、京大名誉教授高田保馬氏外各大学教授、関係名士多数の講師が出席、全国関係者七、八百名が参集したその席上で大阪府代表として、当市自治振興委員会のあり方につき説明した。

その後当市に自治振興委員会の視察に、東北方面よりまた中国、四国、近畿、九州方面と半年の間に約百名 近くの人々が 来市された。

以上のように当市自治振興委員会は、全国的に有数の市民組織でもありますので、今回の選出にも十分注意してこの会が益々よくなるよう次の要件を具備した人を選んで下さい。

一、地方自治に深い関心をもち、公共のため積極的に努力する熱意のある人

二、民主的な考えと行動をする人で、公正な批判力の有る協調的な人。

三、自己の地位を悪用する恐れのある人は避ける。

なお二十六年発足当時は一人の婦人委員も選出されていなかつたが、昨年には三名、本年はもつと多数の婦人委員が選出され、婦人の地位の向上のため活躍されるよう期待いたします。

危い！こどもの火遊び

春の火災予防週間　七日より十三日まで

当市消防本部では三月七日より七日間、春の火災予防運動週間を行います。

毎年春先は、空気が、乾そうしら風も強いので、火事が起り易く、大火になる危険もあるので、来る七日の自治体消防発足記念日から市内消防団の協力を得て消防車で巡回予防宣伝や官公衙学校、工場等の立入検査、一般家庭の火の元検査などの予防行事を行いますから、市民の皆様は特に当市から一件の火事も、出さないようご協力下さい。

（1）消し炭、取灰　は燃えない容器に入れて、完全消火後安全なる場所に置く。

（2）石油コンロ　を使用される家庭では、燃料の石油は、無届で、多量保管はできません。又石油は火気のある場所やよく燃えるものの側をさけて、安全な場所に保管して下さい。コンロはふすまや障子、カーテンからできるだけ離して、安全な場所に置き、使用中は、その側を離れないよう又煮えこぼれによる焰にも、十分注意して下さい。もし火を出した時は、あわてずふとん等を、かぶせて下さい。小量の水をかけるとかえつて危険です。

（3）煙突　はいつもよく掃除して、われ目、破損、取り付けの部分に注意して下さい。

（4）子供の火遊び　子供の焚火や火遊びによる火事が増えていますから、一切させないように注意して下さい。

（5）電気火災　を防ぐため素人工事やヒューズ代用の銅線使用は、絶対にやめましよう。

（6）寝る前　には必ず火の始末と、消火用水の準備をして下さい。

（7）火事の場合　はすぐ消防署にしらせて下さい。

昭和28年中当市火災原因別表、総件数二九件、損害一、五九二万四八八五円、内訳、焚火五件、煙突三件、電気三件、油類引火三件、コンロ二件かまど二件、煙草二件、セルロイド二件、其の他二件、不明火二件取灰一件、マツチ一件、自然発火一件

三月廿一日午後一時

市税完納 感謝くじ抽選会

八尾小学校講堂で

お待ちかねの宝くじ抽せん会は愈々来る三月二十一日お彼岸中日の吉日に、午後一時から八尾小学校講堂で華々しく開催致します。

抽せん会は市内七地区（八尾・山本・久宝寺・龍華・竹淵・大正・西郡）より選抜された七女性（仮称ミス市税完納）の手によつて幸運の当選者を決定します。なおアトラクシヨンとして、一流芸能人による多彩な演芸番組によつてご来場の完納者の皆様に十分楽しんでいただく準備を進めていますので何卒ご期待下さい。

なお前号の時報及び回覧にてお知らせしました三月分出演番組の中、やむをえざる理由にて一部変更がありますがご諒承下さい。

三月六日
漫才（玉松 一郎／ミス・ワカナ）
〃（岡田 東洋／岡田 小菊）
漫談　鶴の一声
浪曲　日吉川小秋水
落語　笑福亭枝鶴
奇術　島一郎・島三郎

市税完納演芸大会
ABC

【写真は山本小学校での市税完納感謝演藝会】

地区の声

庄ノ内に児童公園

（問）各地区に次々と児童公園が建設されているが、八尾第一地区にはありません。我々の思うのには庄ノ内の宮跡に作れば好適と思うがご一考を願いたい。（八尾第一地区）

（答）都市計画による児童公園としては土地が小さすぎ出来ませんが児童福祉法による、児童遊園地の場合は可能かと思います。所が本年の緊縮予算のため国庫補助の点で心配しています。府と連絡しますが、土地獲得については地元の協力をお願いいたします。（福祉事務所・土木課）

公衆便所の設置

（問）当市には一ケ所の公衆便所もなく外来者や買物に出て来た主婦達から、その不便を聞いていますので目抜通りに建設してほしい（八尾第一地区）

（答）以前に計画したこともありましたが、土地の件で駄目になりました。便所を設置された附所の人の苦情も考えなければなりませんのでこの点地区の人々の協力が無ければ出来ません。利用者と地区の住民とは利害関係が反対になるのが難点です。（衛生課）

楠根川の改修

（問）楠根川堤防改修について配慮されたい。（萱振地区）

（答）具体的にお知らせ下さらなければ回答が出来ません（経済課）

正確な異動通知

（問）市民の異動の場合は確実に通知されたい。特に萱振住宅は水道料金の関係もありますので是非徹底されたい（萱振地区）

（答）通知はつとめて正確に行つていますが、住宅地の自振委が担当しておられる地区が不明であるために通知していませんでしたが一括して委員長宅まで送付しますからよろしくお願いします（経済課）

下水路の清掃

（問）下水路（特に住宅団地）の清掃計画をたて、有効的に実施されたい。（萱振地区）

（答）衛生課には下水清掃係が無く、人夫もおりません。当市には下水法による下水路が無く、すべて家庭排水と雨水排水になつており、すべて市民の方々によつて掃除をすることになつています。皆様に出来にくい所などは実費を負担願えれば人夫をつれ清掃いたします。以上の理由により計画はたてていません（衛生課）

排水路に蓋を

（問）南栄町大川写真館横の道路を横断している水路に蓋をしてほしい。（八尾第二地区）

（答）家庭排水路ですから、市では出来ませんが、地元で材料を提供して下されば工事は実施します（土木課）

マンホールに蓋

（問）南栄町裏通りのマンホールの蓋が破損しているので取替えてほしい。（八尾第二地区）

（答）材料の関係上早急に実施することは困難ですが、材料入手次第実施します。（土木課）

保安隊警備官募集

願書締切3月15日

保安庁では今回警備官六百名を募集されます、

▽採用人員

（1）幹部（三等警備正、及一、二、三等警備士）約五〇名

（2）三等警備士補　約一〇〇名

（3）二、三等警査　約四五〇名

▽應募資格

（1）三等警備正

大正三年四月二日以降生れのもので

（A）旧制大学、高等専門学校以上の学校出身者

（B）旧制医専、同大学医学部を卒業者で医師免許状所有者

（C）旧高等商船学校、商船学校卒業者

（D）元海軍大尉以上の者又は元陸軍少佐又は大尉に任官した者但し、陸軍出身者は通信航空、衛生、経理関係者であつた者。

（2）一、二、三等警備士

大正五年四月二日以降生れのもので

（A）旧制大学、高等専門学校又は新制大学卒業者

（B）医学又は歯学の旧制大学又は同専門学校卒業者でそれぞれの医師免許状所有者

（C）旧制高等商船学校、商船学校卒業者又は同等以上の海軍関係学校卒業者

（D）元陸海軍出身者で準士官見習士官、少尉候補生、見習尉官であつた者

（E）次の免許状のあるもの
○甲種一等航海（機関）士。○甲種船舶通信士、○甲種二等航海（機関）士、○乙種船（機関）長、○一級無線通信（技術）士、

（3）三等警備士補

大正十三年四月二日以降に生れたもので

（A）旧高専又は短期大学出身者又は旧商船学校卒業者

（B）次の有効な免許状所持者
○乙種二等航海（機関）士、○二級以上の無線通信（技術）士

（C）旧制甲種中等学校卒業後六年以上、旧制乙種中等学校卒業後八年以上又は高等小学校卒業後九年以上警備隊務に関係ある技術又は業務に経験ある者

（D）次の有効な免許状のあるもの
○丙種以上の海技、○三級以上の無線通信（技術）士、○栄養士、○看護人○診療エックス線技師○汽缶溶接士○電気事業主任技術者資格

（E）元陸海軍下士官

（4）二、三等警査

昭和四年四月二日以降に生れたもので新制中学校卒業者以上の学力あるもの。

▽志願手續

三月十五日までに大阪市東区高麗橋五ノ四五、舞鶴地方総監部大阪基地隊本部で用紙を受取られるよう。又郵便で問合せの場合はなるべく早く十円切手封入の上申込まれたい。

遺族年金や弔慰金　恩給扶助料の請求

遺族援護法による遺族年金、弔慰金及び恩給法による扶助料の請求手続の未だ済まない方や、弔慰金の未裁定者は必ず三月十日までに福祉事務所社会係まで申出て下さい。

なお現在遺族年金を受ける権利と公務扶助料の扶養加給を受ける権利のある方は三月三十一日までに選定の届出をしないと、それらの権利がなくなりますので特にご注意いたします。

更生資金の貸付額改正

従来より取扱れている海外引揚者、戦災者、未亡人、身体障害者その他の生活困窮者で自ら生業を営み、自立生活の途を求めようとする方に貸付を行う大阪府更生資金貸付業務の取扱いは、二月一日より左記の通り一部改正されましたからお知らせします。

なおこの資金の貸付を受けようとされる方は、当市福祉事務所社会係で詳細をお問合せ下さい。

一、貸付限度
一世帯につき、三万円以内（一万五千円以内）
（カツコ内は改正前）

二、利息
利率年六分（年九分）

固定資産課税─台帳の縦覧は早く

20日まで日曜も供覧

既にご承知のように昭和二十九年度の固定資産課税台帳を縦覧しております。縦覧期間は三月一日より三日までは各出張所で四日より二十日迄 当市役所 で土曜、日曜も平常通り行つていますが、必ずこの期間内に縦覧して下さい。

審査請求受付期限は三月三十日迄です（期限厳守）

訂正　前号記載の縦覧期間お知らせ中に全期間中出張所で縦覧するよう記載しましたが、各戸にお配りした「縦覧のお知らせ」の通りです、右誤りを訂正すると共にお詫びいたします。

公民館だより

婦人教養講演会

三月五日午後一時から大阪通産局長桐山書一郎氏を迎えて婦人教養講演会を開催、近東及びアメリカに駐在、或は旅行された時の随想を約一時間に亘つて述べられた

展覧会の開催

三月下旬に公民館青年学級、成人教室、友の会を含めた展覧会を開催する準備を進め、受講生及び会員の作品、書道、手芸写真、華道などの出品を予定しています。なお一般出品希望者は公民館へご照会下さい。

映画会の開催

二月下旬にフイルム約四十種類が新着したので、それらをプログラムとし三月中旬から下旬にかけて希望地区での教育映画の開催に応じますから、公民館視聴覚教育係にご相談下さい。

修了式

公民館青年学級及び成人学級の修了式を左の通り挙行します。

八尾市立公民館　三月二十五日　午後七時
太田　願立寺　三月二十六日　午後七時

なお四月からの新編各学級の科目、募集人員などについては、次号に詳しく発表します。

訂正　前号第二面の三段目左端・青少年問題協議会発足の記事中、同協議会の「副会長、常任委員を選出した」とあるは誤りであるため取消します。

登錄人口と世帯数

地区	男	女	計	世帯数
本庁	11.191	11.699	22.890	5.177
龍華	7.196	7.703	14.899	3.230
久宝寺	5.345	5.552	10.897	2.398
山本	4.726	4.980	9.706	2 020
竹淵	3.324	3.469	6.793	1.492
大正	3.239	3.503	6.742	1.338
西郡	1.767	1.870	3.637	932
計	36.788	38.776	75.564	16.587
外国人	987	868	1.855	399
合計	37.775	39.644	77.419	16.986

（29年1月末現在）

人事異動

臨時看護婦　杉本　幸子
願いにより職を解く　（一月二十六日付）

命看護婦　市立病院勤務　辻田　艶子

命運転手　衛生課勤務（以上二月一日付）　山中　勝巳

主事補　松田　昭江
願いにより職を免ず　（二月八日付）

命看護婦見習　市立病院勤務　澗張　好子　（一月十四日付）

命看護婦　市立病院勤務　中川　チエ　（二月二十六日付）

三月市会

提出案件（案）

一、昭和二十八年度一般会計起債専決
一、昭和二十九年度当市各種経済一時借入金に関する件
一、昭和二十九年度各種経済歳入歳出予算
一、当市緊縮特別措置條例

開催予定日＝三月十日